

会費及び報酬等に関する規則

(会費の納入及び返金) 町内会則第32条関連

第1条 会員及び準会員は以下のとおりの会費を納入する。

- (1) 会 員：400円/月・戸
- (2) 準会員：10,000円/年
2. 会費は、会員は上期(4月)、下期(10月)に6ヶ月分を班長または町内会が指定する方法で徴収し、準会員の会費は、上期(4月)に一括で会計担当役員が徴収する。
3. 年度途中の入会者について、会員は居住開始翌月から、年度残月数分の会費を、準会員は年度残月数が6ヶ月以上の場合、半期分5,000円を入会時に納入する。
4. 会員が区域外への転居により会員資格を失い、会費の返還を求めた場合は、資格を失った日の翌月からの徴収額の残月数分を返金する。但し準会員会費は返金しない。
5. 会員の世帯が、一定期間、本町内会区域に居住していない場合、その期間の会費は免除する。

(役員報酬) 町内会則第8条第5項関連

第2条 役員報酬を以下のとおり定める。

- (1) 会 長：2,000円/月
- (2) 副会長：2,000円/月
- (3) 会 計：2,000円/月
- (4) 理 事：2,000円/月
- (5) 監 事：2,000円/月
2. 役員は、前項に定める報酬の他、会長や会計等の役職手当、町内会を代表して対外的な行事等に参加する場合の手当及び交通費等の必要経費を受け取ることができる。
3. 前項に定める役職手当及び行事参加手当の金額等については、別途細則で定めるものとする。

(班長の報酬) 町内会則第22条第4項関連

第3条 班長の報酬は、500円/月とする。

(役員及び班長報酬の支払い)

第4条 役員及び班長の報酬は、年度末に支払う。

(規則の改廃)

第5条 本規則の改廃は総会の議決によるものとする。

附則

1. 本規則は令和6年4月1日より施行する。

令和6年4月21日改定